

定 款

一般社団法人日本デザイン保護協会

一般社団法人日本デザイン保護協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本デザイン保護協会(英文名 JAPAN DESIGN PROTECTION ASSOCIATION)と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、デザインの保護及び利用の促進を図り、もって我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) デザインの保護及び利用に関する資料の収集、加工及び提供。
 - (2) デザインの保護及び利用に関する調査及び研究。
 - (3) デザインの保護及び利用に関する指導及び相談。
 - (4) デザインの保護及び利用に関する講習会の開催及び図書刊行物等の発行。
 - (5) デザインの紛争に関する斡旋、調停及び仲裁。
 - (6) デザイン保護機関の業務の連絡及び調整。
 - (7) デザインの保護に関する行政施策に対する協力。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員はこの法人の事業に賛同して入会した個人又は団体とする。
- (2)賛助会員はこの法人の事業に賛同してその事業に協力するために入会した個人又は団体とする。

(正会員等の資格の取得)

第 6 条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款又はその他の規則に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2)総正会員が同意したとき。
 - (3)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (4)当該会員が死亡し、団体が解散したとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって「一般社団・財団法人法」上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議 決 権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、総会に出席した正会員のうちから選出した議事録署名人2人が、記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 10名以上15名以内

(2)監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を理事長、1名を専務理事とする。また、1名を常務理事とすることができる。

- 3 前項の会長、副会長及び理事長をもって「一般社団・財団法人法」上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長、副会長及び理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、他の代表理事が、その職務を代行する。

- 4 専務理事及び常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

- 5 会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任免除)

第 26 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事(理事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 この法人は、「一般社団・財団法人法」第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する監事(監事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 32 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 33 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 21 条第 5 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長、理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国

若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第 43 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補 則

(委 任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、中鉢良治、宮内弘及び山浦紘一とし、業務執行理事は関口剛とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。